

令和8年7月17日

令和8年7月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和8年7月17日（金）午後1時30分から午後2時
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬
3番 岩本 達也
4番 阿部 義明
5番 吉浦 武夫
6番 山口 裕美
7番 上田 敏雄
8番 藤井 利夫
9番 綱木 厚夫
10番 桑内千恵美
11番 廣瀬 茂晴
12番 上田 武志
13番 近久 光雄
14番 大西 佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第12号 農地法第4条の規定による届出にかかる受理通知の取消願について

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第14号 農地法第18条の規定による通知について

報告第15号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 ただいまより令和8年7月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局 長 本日の出席委員は14名全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。

はじめに、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

私のほうから指名させていただいてよろしいか。

(異議なしの声あり)

それでは、議事録署名委員は8番、藤井会長職務代理、10番、桑内委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は3件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号96から98については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号96について、浦庄字下浦の担当であります、5番、吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号96について説明いたします。

7月8日に岩本委員と阿部委員及び私で申請地に出向き、代理人である行政書士と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、593㎡、売買です。

譲渡人は町外で居住し、農業後継者もないことから農地の処分を検討しており

ました。

申請地に隣接して住宅を構える譲受人がこれまで申請地の管理を行っていたことから、話がまとまり本申請にいたったとのこと。

譲受人の耕作面積は〇〇〇〇㎡で、申請地を加えると〇〇〇〇㎡になり、水稻を中心に栽培する計画です。

譲受人の農作業歴は25年で、年間約200日耕作に従事します。

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック等を所有しております。

以上のことから許可相当と考えます。

審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
 (質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号96について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号96は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号97について、石井字重松の担当であります2番、久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2 番 議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号97について説明いたします。

7月7日に田幡会長と私で申請地に出向き、譲受人の祖父及び代理人と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地の内、石井字重松〇〇〇番〇は西に町道があり、重松△△△△番△は、その南側に進入路を挟んで存在します。周辺には住宅が数軒あるものの、水稻や野菜が作付けされた農地が広がっております。

重松〇〇〇番〇の東側に麻名用水利改良区の水路があり、南側の角から取水します。ここには現在、水稻が植えられております。

重松△△△△番△は、梅雨のあとに雑草が生えてしてしまったとのことであり対応するよう指導したところ、13日には除草されておりました。

譲渡人は高齢で農業後継者がいないことから管理が困難になると判断し、早期に

対応するため譲受人に申請地を贈与することになったとのことです。

譲受人は、三世代で農業に従事しており、勤務の傍ら〇〇〇〇㎡の農地で水稻や野菜を栽培しております。申請地２筆では、水稻を栽培する予定です。

農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、粃すり機を各〇台所有しており、年齢が若いことから、今後、農地を適切に管理できると思われます。

以上のことから許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
（質問・意見無し）
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号９７について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議 長 全員賛成でございますので、受付番号９７は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号９８について、高原字平島の担当であります６番、山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

６ 番 議案第２４号、農地法第３条の規定による許可申請、受付番号９８について説明いたします。

７月７日に藤井会長職務代理と上田敏雄委員及び私で申請地に出向き、譲受人と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高原字平島〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、４９９㎡です。

譲渡人は高齢で耕作が困難であったことから譲受人に耕作を依頼しておりました。

しかし、農業後継者がいないことから有償譲渡したいと希望し、話がまとまったことから本申請にいたったとのことです。

譲受人は自作地の〇〇〇〇㎡と借り入れ地の〇〇〇〇㎡をあわせた〇〇〇〇㎡で水稻の作付けを行っております。

自宅からの距離は〇〇〇mで、申請地周辺に複数の農地を所有していることから問題はありません。

農業従事要件については、年間に譲受人が１５０日、世帯員が５０日農業に従事します。

権利取得後の耕作面積は〇〇〇〇㎡で、譲受人の世帯は自営業も営んでいるものの栽培作物を水稻に特化していることから問題はないと思われます。

農機具は、トラクター〇台、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラックを各〇台所有しております。

以上のことから全ての農地を効率的に耕作できると見込めるので、許可相当と考えます。

審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
（質問・意見無し）
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号９８について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

議 長 全員賛成でございますので、受付番号９８は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第１２号、農地法第４条の規定による届出にかかる受理通知の取消願については、１件受理しました。
報告第１３号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、１件受理しました。
報告第１４号、農地法第１８条の規定による通知については、１件受理しました。
報告第１５号、農用地利用集積計画の合意解約については、１件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
（発言なし）

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは只今をもちまして、令和8年7月石井町農業委員会総会を閉会いたしたい
と思います。慎重審議ありがとうございました。